

## 愛知県立大学留学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第27条に定める留学に関して必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第2条 留学とは、本学の教育課程を離れ、外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において行う学修で、学長が許可したものとする。留学の形式は次のとおりとする。

- (1) 交換留学（本学と学術交流協定を締結している大学等（以下「協定大学」という。）との協定文書に基づき交換留学生として留学するもの）
- (2) 派遣留学（協定大学に交換留学以外の形式で留学するもの）
- (3) 認定留学（協定大学以外の協議の成立した大学等に学位取得を目的とせず留学し、所定の要件を満たしたとき単位認定が可能なもの）
- (4) ショートプログラム（協定大学との協定文書に基づき短期間（最大3か月）留学するもの）

(留学の許可)

第3条 留学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(留学の期間)

第4条 留学の期間は、原則として1か年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、2か年まで延長することができる。

(留学の手続)

第5条 留学の許可を受けようとする者は、原則として留学の3か月前までに次の書類を学務課を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願（別紙様式1）
  - (2) 留学先の入学許可証またはそれに代わる同等のもの
- 2 留学を取りやめる場合、速やかに留学取消願（別紙様式2）を学務課を経て学長に提出し許可を受けなければならない。

(帰国後の手続)

第6条 留学から帰国した者は、速やかに帰国届を留学支援室を経て学長に提出しなければならない。

(留学の取り消し)

第7条 学長は、留学者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 留学先において成業の見込みがないとき
- (2) 学生査証が認められないとき
- (3) 本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき
- (4) その他、留学の継続が困難な事由が発生したとき

(帰国勧告)

第8条 学長は、前条に定める留学許可の取り消しを行う場合、または渡航先の環境等が悪化し、留学継続が困難と認められる場合は、帰国を勧告する。

2 勧告を受けて帰国した者は、速やかに帰国届を留学支援室を経て学長に提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 留学先の大学等で修得した単位の認定を受けようとする者は、帰国後速やかに次の書類を学務課を経て学部長または研究科長に提出しなければならない。

(1) 修得単位認定申請書(別紙様式3)

(2) 履修科目のシラバスまたはそれに代わる資料と日本語訳

(3) 成績証明書と日本語訳

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



# 留 学 取 消 願

年 月 日

愛 知 県 立 大 学 長 殿

所属 (学部/研究科・学科/専攻)

( 年度入学)

学籍番号

氏 名

印

私は、以下の理由により留学許可の取り消しをいたしたく、ご許可願います。

留学先大学 学部・学科	
留学種別 (該当する項目に○ を記す)	交換留学    派遣留学    認定留学    ショートプログラム
留学期間	年 月 日から    年 月 日まで
取り消しの理由	

別紙様式3 (第9条関係)

修得単位認定申請書

年 月 日

愛知県立大学 ( ) 学部長・研究科長 殿

所属 (学部/研究科・学科/専攻)

( 年度 入学)

学籍番号

氏 名

印

私は、下記の授業科目を修得しましたので、愛知県立大学学則第39条第1項又は第49条第1項の規定に基づき下記のとおり修得単位の認定を申請します。

記

留学先大学名						
履修授業科目						
授業名	一コマの授業 時間数 (分)	授業 回数	総授業時 間数 (分)	授業期間 (年月日～年月日)	成績	本学で単位認定を 希望する科目

- 添付書類 1 履修科目のシラバスまたはそれに代わる資料と日本語訳  
2 成績証明書と日本語訳

注1) なるべく同じ種類の科目を並べて書いて下さい。  
注2) 授業名は原語表記し、カッコ書きで日本語訳を書いて下さい。  
注3) 一コマの授業時間 (分)、授業回数、授業期間はシラバスの記載通りに書いてください。  
注4) 単位認定は様々な点を勘案して行なわれますので、必ずしも希望通りの科目に認定される  
とは限りません。